

高梁川流域圏地域課題解決型事業資金調達支援業務委託 基本仕様書

1 業務委託名

高梁川流域圏地域課題解決型事業資金調達支援業務委託

2 事業目的

高梁川流域圏内の事業者が、ファンド型クラウドファンディング（金融商品取引法に基づく第2種金融商品に該当するもの）により行う、収益性の確保と地域課題解決の両立を目指す事業の資金調達を支援することを目的とする。

3 事業実施期間

委託契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

4 業務概要

（1） 支援対象事業者の募集

本事業の支援対象となる事業者の募集すること。本事業の目的に沿った応募条件及び多く応募を期待できる効果的な募集方法を提案すること。なお、募集方法の提案にあたっては、支援対象事業者への直接的な方法だけでなく、商工団体、金融機関、士業など地域内の支援機関を通じた募集方法の提案も含めること。

支援対象は、倉敷市内事業者及び倉敷市内事業者と連携する高梁川流域圏域内（新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）の事業者とする。

（2） ファンド案件化に係る事前調査の実施

前項により応募のあった事業者の事業計画が、ファンド案件化に適したものであるかを判断するため、業務内容・財務状況、事業の内容・訴求度、事業実施の際のリスク、事業の実現可能性及び事業の収支予算など調査に必要な方法と項目、基準を定めて調査を実施し、調査結果の報告を行うこと。報告にあたっては、調査に際し定めた項目及び基準を明示した報告書により報告を行うこと。

（3） ファンド案件化に向けた支援

前項の調査及び本市の実施する審査に合格した事業者（以下「支援事業者」という。）の事業計画について、ファンド案件化に必要な支援を実施すること。支援については、支援事業

者の事業計画が、出資者からより多くの出資を得ることが期待できる計画にするための支援内容を提案すること。

(4) ファンドの組成

前項によりファンド案件化支援を行った支援事業者及び事業計画を対象としたファンドを組成すること。ファンドは原則4件以上組成することとし、募集は令和8年2月28日までを開始すること。ファンドの組成までに必要な費用について受託者が支援事業者に請求する場合は、受託者が定める額の2分の1に相当する額(上限50万円)を差し引いた額とする。ただし、成功報酬、監査費用、その他特別なサービスの提供にかかる費用は含まれないものとする。

(5) 出資者の獲得に向けた支援

受託者は、前項により組成したファンドが広く出資者を獲得できるよう、支援事業者及び事業計画について、広報等の支援を行うこと。その他の支援内容については提案とするが、特に三大都市圏など高梁川流域外からより多くの出資を期待できる提案を含めること。

6 委託料の変更

本業務において、次の条件を満たさない場合は契約金額の変更を行う。なお、条件達成の可否については、令和8年3月1日時点で判断するものとする。

(1) ファンドの組成件数

ア 契約金額の変更条件

ファンド組成件数が本仕様書に掲げる件数(4件)を下回った場合、受託者と協議のうえ、1件につき50万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を契約金額から減額する。

7 著作権の譲渡等

この契約による成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を倉敷市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、倉敷市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。
- (3) 倉敷市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は同項第4号に該当しない

場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変して公表することができるものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報について契約書に定める事項及び関係法令その他社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (2) 委託業務のうち、業務を専門業者に発注した方が効率的に実施できる業務については、第三者に再委託できるものとする。この場合、受託者は再委託前に委託者に予定業者を示すものとする。
- (3) 本事業の実施に際し、本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議の上、決定することとする。

別記1 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第4 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（資料等の返還等）

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第11 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。受託者はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

別記2 障がい者差別解消に関する特記仕様書

1 目的

この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

2 障がい者に対する適切な対応

（1）法及び国の基本方針に沿った対応

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）により、適切な対応を行うこと。

（2）倉敷市の対応要領に沿った対応

受託者は、倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成29年2月策定）に準じて、適切な対応を行うこと。

（3）国の対応指針に沿った対応

受託者は、上記（1）及び（2）に定めるもののほか、法第11条の規定により、本件業務を所管する主務大臣が定める対応指針に則り、適切な対応を行うよう努めること。

3 対応の具体例

受託者は、前項に定める適切な対応を行うに当たり、岡山県が作成した「バリアフリー社会のおもいやり」に示されている障がい特性について十分に留意すること。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜すい）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするようにしなければならない。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。